

受理官庁 FR	国立工業所有権機関 (INPI)(フランス)	附属書 C FR
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	フランス	
国際出願の作成に用いることができる言語	フランス語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか? <sup>1</sup>	認める <sup>2</sup>	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)	
送付手数料	EUR 62	
国際出願手数料	EUR 1,233	
30枚を超える1枚ごとの手数料	EUR 14	
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	EUR 185	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	EUR 278	
調査手数料	附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料	EUR 15	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	EUR 156	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される (「受理官庁に支払うべき手数料」参照)。
- 2 関連する受理官庁の通告については、PCT公報 No. 18/2003, 9656頁以降を参照。

F R

国立工業所有権機関  
( I N P I ) ( フ ラ ン ス ) ( 続 き )

F R

受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人が欧州連合加盟国又は欧州経済領域に関する協定の締約国に居住している場合 要，出願人が非居住者である場合
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に対して手続を行うことが登録されている自然人又は法人
委任状の提出要件の放棄	
受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	している <sup>3</sup>
別個の委任状が要求される特別の状況	受理官庁は次の場合，引き続き委任状の提出を要求する： 代理人が次に該当する場合 －知的財産法第L. 422-5条に示す者 －出願人に契約上拘束される企業又は公共機関 －特定専門家組織  代理人が行為する資格に関して合理的な疑義がある時 共通の代表者の場合
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	している <sup>3</sup>
包括委任状の写しが要求される特別の状況	受理官庁は次の場合，引き続き委任状の提出を要求する： 代理人が次に該当する場合 －知的財産法第L. 422-5条に示す者 －出願人に契約上拘束される企業又は公共機関 －特定専門家組織  代理人が行為する資格に関して合理的な疑義がある時 共通の代表者の場合

<sup>3</sup> 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。